

県教育委員会及び高校教育改革先導校伴走支援業務委託 仕様書（案）

1 目的

県では、文部科学省「産業イノベーション人材育成等に資する高等学校等教育改革促進事業」における先導的な取組を行う拠点（以下「改革先導校」という。）の創出に取り組むこととしている。本事業は、県教育委員会及び改革先導校における取組の伴走支援に係る業務を委託するもの。

※各類型の改革先導校

類型名	改革先導校
アドバンスト・エッセンシャルワーカー等育成支援	三本木農業恵拓高校
	弘前工業高校
理数系人材育成支援	八戸北高校
多様な学習ニーズに対応した教育機会の確保	青森南高校

2 委託期間

契約締結日から令和9年3月31日（水）まで

3 業務内容

（1）県教育委員会に関する伴走支援業務

① 全体事業計画及び工程表の作成

改革先導校の年間の取組計画（令和8年度～令和10年度）を踏まえ、県教育委員会と共通理解を図りながら、全体の事業計画及び工程表を作成すること。

② 伴走支援に関する報告

県教育委員会が設置する「青森県立高等学校みらい共創会議進捗管理部会」（月1回の開催を予定）において、取組の進捗状況や伴走支援方針等について資料を作成の上報告を行うこと。

（2）改革先導校に関する伴走支援業務

① 取組計画の作成

取組開始時に改革先導校及び県教育委員会と共通理解を図りながら、改革先導校の年間の取組計画（令和8年度～令和10年度）を作成すること。

② 取組の進捗状況の確認等

改革先導校及び県教育委員会との定期的なミーティングの実施（1校当たり月1回程度、状況に応じて調整）や随時の相談対応により、改革先導校ごとに、取組の進捗状況や改革目標の達成状況を把握し、進捗状況や課題に応じた助言等を行うこと。

なお、改革目標の達成状況把握に当たっては、改革先導校及び県教育委員会の過度な負担とならず、改革目標ごとの状況把握に相応しい方法で実施すること。

③ エキスパートチーム等の運営等

三本木農業恵拓高校及び弘前工業高校に設置するエキスパートチーム、八戸北高校に設置する教育活動改革チーム、青森南高校に設置する AOMORI NETWORK FOR LEARNING（A-NL）において、構成員が会議等を実施するに当たり、当該会議の運営、資料の調製、概要記録、構成員への旅費及び謝金の支払並びに当該支払に伴う所得税法に基づく源泉徴収及び納付を行うこと。（謝金の単価については、1時間当たり8,000円を基本とするが、提案内容により適時変更すること。）

【チーム構成員人数及び会議回数（見込み）】

改革先導校	人数	回数	備考
三本木農業恵拓高校	10	1	すべて県内在住
弘前工業高校	5	1	すべて県内在住
八戸北高校	10	1	すべて県内在住
青森南高校	14	2	4名県外在住 11名県内在住

④ 研修会の開催

以下の研修会を開催すること。

- ・ 改革先導校の取組を着実に推進するため、改革先導校及び協力校の教員や連携先の関係者等向けの研修会（1校当たり年1回を想定しているが、改革先導校の状況に応じて調整する。取組の進捗によっては、オンライン等での事例共有等もあり得る。）
- ・ 改革先導校に配置するコーディネーターや外部連携を担う教職員等向けの研修会

なお、講師を招聘した場合には、旅費・謝金等の支払並びに所得税法に基づく源泉徴収及び納付を行うこと。（謝金の単価については、1時間当たり8,000円を基本とするが、提案内容により適宜変更すること。）

【参考：改革先導校の協力校】

改革先導校	協力校
三本木農業恵拓高校	五所川原農林高校、柏木農業高校、名久井農業高校
弘前工業高校	青森工業高校、五所川原工科高校、十和田工業高校、むつ工業高校、八戸工業高校
八戸北高校	青森東高校、弘前中央高校
青森南高校	鯨ヶ沢高校、野辺地高校、六ヶ所高校、大間高校、三戸高校、青森市立泉川小学校、青森市立浦町中学校、青森市立甲田中学校、青森市立西中学校、青森市立南中学校

⑤ コーディネーターへの支援

県教育委員会が別途配置するコーディネーターに対し、活動に関する日々の相談や、他県の先行事例の情報提供等、コーディネーターが活動を円滑に進めるための支援を行うこと。

⑥ 取組の自走に向けたマニュアル化

高等学校等教育改革促進事業終了後は、改革先導校が取組を独自に実施することを見据え、実施方法やPDCAサイクルの仕組み等についてマニュアル化すること。

（３）その他の支援

① 課題の管理及び解決策の提案

県教育委員会及び改革先導校と随時連絡を取りながら、課題の把握をするとともに、課題に対する解決策の提案等を行うこと。

② 打合せ概要等の作成

ミーティング等の実施に当たっては、資料及び記録（概要）を作成すること。

③ 支援活動の提案

県教育委員会や改革先導校の負担軽減に向けた支援活動を提案すること。

4 業務実施体制

受注者は、改革先導校ごとの担当チームを編成するなど、県教育委員会及び改革先導校と円滑に連絡できる体制を整えておくこと。

また、定期的なミーティングはオンラインで実施するなど、県教育委員会及び改革先導校の負担軽減に配慮した方法による実施を基本とするが、県教育委員会や改革先導校の求めや状況等に応じ、実際に現地を訪問して助言等を行うことも想定の上、体制を検討すること。

さらに、課題や報告すべき案件が生じた場合、随時、県教育委員会に報告すること。

なお、「3 業務内容」を踏まえ、本業務の運営、管理に必要な人員を適切に配置することとし、契約後、速やかに本業務全体の管理・運営体制を提出すること。

5 成果品

当該月の業務実績については、翌月 10 日までに県教育委員会に提出すること。

また、最終報告書を令和 9 年 3 月 31 日に県教育委員会に提出すること。

なお、媒体は電子（PDF 形式のものを正本とし、Word、Excel、PowerPoint 等のいずれかの形式のものを副本とすること）によって提出すること。

6 留意事項

- （1）業務の実施に当たっては、事前に県教育委員会及び改革先導校と十分に協議を行うこと。
- （2）契約締結後、受注者が効果的と考える事項があれば、積極的に提案すること。
- （3）本委託業務の実施のために制作した全ての成果品の著作権（著作権法第 21 条から第 28 条に定める全ての権利を含む。）は青森県に帰属し、受注者が複写、複製、抜粋、その他の形式によりほかの用に供する場合は、青森県の承諾を受けなければならない。
- （4）その他、本仕様書に定めのない事項については、県教育委員会と受注者とが協議して定めるものとする。